

第4号議案 令和5年度会費の賦課および徴収方法の決定について

I. 一般会計

1. 会費の賦課方法および賦課金額

(1) 賦課方法

各単組青年部へ次の算定基準によって賦課する。

① 組織平等割

各単組とも7,000円とする。

② 盟友数割

盟友数に応じて賦課する(530円/盟友)。

(2) 賦課金額

(単位：円)

単組名	①組織平等割	② 盟友数割		合計 (①+②)
		盟友数	金額	
山形市	7,000	12	6,360	13,360
山形	7,000	86	45,580	52,580
天童市	7,000	43	22,790	29,790
さがえ西村山	7,000	99	52,470	59,470
みちのく村山	7,000	130	68,900	75,900
新庄市	7,000	17	9,010	16,010
もがみ中央	7,000	141	74,730	81,730
金山	7,000	0	0	7,000
山形おきたま	7,000	577	305,810	312,810
庄内たがわ	7,000	175	92,750	99,750
鶴岡市	7,000	90	47,700	54,700
余目町	7,000	13	6,890	13,890
庄内みどり	7,000	167	88,510	95,510
酒田市袖浦	7,000	14	7,420	14,420
合計	98,000	1,564	828,920	926,920

2. 徴収方法

(1) 納入期限 令和5年6月30日(金)

(2) 納入方法 以下口座へ振込納入とする。

金融機関：山形農業協同組合 本店 普通貯金

口座番号：0023948

口座名義：山形県農業協同組合青年組織協議会

3. 組織数および盟友数の基準

令和5年2月末日現在の単位組織数および単位組織別盟友数とする。

II. 農政活動資金特別会計

1. 拠出金の賦課方法および賦課金額

(1) 賦課方法

盟友数に応じて賦課する(260円/盟友)。

(2) 賦課金額

(単位：円)

単 組 名	盟友数	金 額
山形市	12	3,120
山形	86	22,360
天童市	43	11,180
さがえ西村山	99	25,740
みちのく村山	130	33,800
新庄市	17	4,420
もがみ中央	141	36,660
金山	0	0
山形おきたま	577	150,020
庄内たがわ	175	45,500
鶴岡市	90	23,400
余目町	13	3,380
庄内みどり	167	43,420
酒田市袖浦	14	3,640
合 計	1,564	406,640

2. 徴収方法・組織数および盟友数の基準

徴収方法、組織数および盟友数の基準は、一般会計と同様とする。